

目次

第1篇 標準旅行業約款

2023年4月 Check-test 13を旅行業者に修正しました。

- Introduction 1 : はじめに
- Introduction 2 : 標準旅行業約款について
- No. 1 : (募集型企画旅行契約の部) 総則
- No. 2 : (//) 契約の申込みと成立
- No. 3 : (//) 契約成立後 - 契約書面、確定書面、旅行代金 -
- No. 4 : (//) 契約の変更
- No. 5-1 : (//) 契約の解除 - 旅行者からの解除 -
- No. 5-2 : (//) 契約の解除 - 旅行者からの解除 -
- No. 6 : (//) 旅行代金の払戻し
- No. 7 : (//) 団体・グループ契約
- No. 8 : (//) 旅程管理
- No. 9-1 : (//) 旅行者の責任① - 損害賠償責任 -
- No. 9-2 : (//) 旅行者の責任② - 特別補償責任 -
- No. 9-3 : (//) 旅行者の責任③ - 旅程保証責任 -
- No. 10-1 : (受注型企画旅行契約の部) 定義～旅行代金の支払い
- No. 10-2 : (//) 契約の変更～旅行代金の払戻し
- No. 10-3 : (//) 団体・グループ契約～責任
- No. 11-1 : (別紙特別補償規程) - 補償金の支払い -
- No. 11-2 : (//) - 補償金が支払われない場合 -
- No. 11-3 : (//) - 補償金等の種類及び相互の関係 -
- No. 11-4 : (//) - 携帯品損害補償 -
- No. 11-5 : (//) - その他の問題 -
- No. 12-1 : (手配旅行契約) 定義～契約書面の交付
- No. 12-2 : (//) 契約の変更～責任

No. 13 : 旅行相談契約

No. 14 : 渡航手続代行契約

本資料に掲載

第2篇 モデル宿泊約款

- No. 1 : 適用範囲～契約成立
- No. 2 : 契約の解除
- No. 3 : 宿泊の登録～責任

第4篇 フェリー標準運送約款

- No. 1 : 適用範囲～運航の中止
- No. 2 : 運賃・料金～不正乗船等
- No. 3 : 払戻し～賠償責任

第3篇 貸切バス約款

- No. 1 : 総則～乗車券の取扱い
- No. 2 : 運賃及び料金
- No. 3 : 特殊な取扱い
- No. 4 : 責任及びバス会社と旅行者の関係

第5篇 国内航空運送約款

- No. 1 : 総則～紙片の航空券の紛失
- No. 2 : 旅客運送
- No. 3 : 手荷物運送
- No. 4 : 責任

No. 13 : 旅行相談契約

旅行業者の主な業務は企画旅行の実施や手配旅行を引き受けることです。しかし、旅行業者の持つ**情報も商品**と考えられるようになり、旅行業法では「旅行に関する相談に応ずる行為」が旅行業者の業務に加わっています。これに対応して標準旅行業約款でも本章の規定があります。

1. 適用範囲

他の契約の部と同様です。(テキスト① p. 5など参照。)

2. 旅行相談契約の定義

旅行業者が相談に対する旅行業務取扱料金（「**相談料金**」といいます。）を収受することを約して、旅行者の委託により、次に掲げる業務を行うことを引き受ける契約をいいます。

- 一 旅行者が旅行の計画を作成するために必要な**助言**
- 二 旅行の**計画の作成**
- 三 旅行に必要な**経費の見積り**
- 四 旅行地及び運送・宿泊機関等に関する**情報提供**
- 五 その他旅行に必要な助言及び**情報提供**

3. 契約の成立など

a. 申込

旅行業者と旅行相談契約を締結しようとする旅行者は、所定の事項を記入した**申込書**を旅行業者に提出しなければなりません。 **申込金は不要です。ここ重要！**

b. 成立

旅行相談契約は、旅行業者が契約の締結を**承諾し、申込書を受理した時**に成立するものとします。

c. 例外（通信手段による申し込み）

① 旅行業者は、申込書の提出を受けることなく電話、郵便、ファクシミリ、**インターネット**その他の通信手段による旅行相談契約の申込みを受け付けることがあります。

② 前記の場合、旅行相談契約は、旅行業者が契約の締結を**承諾した時**に成立するものとします。

d. 契約締結の拒否

旅行業者は、次に掲げる場合において、旅行相談契約の締結に応じないことがあります。

- 一 旅行者の相談内容が**公序良俗に反し**、若しくは旅行地において施行されている**法令に違反するおそれ**があるものであるとき。
- 二 旅行者が**暴力団排除条項**(契約締結の拒否事由5. 6. 7.)のいずれかに該当することが判明したとき。
- 三 その他旅行業者の業務上の都合があるとき。

4. 相談料金

旅行業者が相談業務を行ったときは、旅行者は、**旅行業者が定める期日までに**、所定の相談料金を支払わなければなりません。

5. 契約の解除

旅行業者は、旅行者が前記拒否事由二（**暴力団排除条項**）のいずれかに該当することが判明したときは、旅行相談契約を解除することがあります。

6. 責任

① 旅行業者は、旅行相談契約の履行に当たって、**故意又は過失**により旅行者に**損害**を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、**損害発生の翌日から起算して六月以内**に旅行業者に対して**通知**があったときに限ります。「六月」は6ヵ月の意味です。この通知期限は必須知識です。

② 旅行業者は作成した旅行の計画に記載した運送・宿泊機関等について、**実際に手配が可能であることを保証するものではありません**。したがって、満員等の事由により、運送・宿泊機関等との間で当該機関が提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの提供をする契約を締結できなかったとしても、旅行業者はその**責任を負うものではありません**。このフレーズを暗記。

以上のように、非常に単純な内容です。これを覚えれば1問ゲットできます。

[Check Test No. 13]

1. 旅行相談契約に関する次の記述が正しければ○を、誤っていれば×を付けなさい。

- (1) 「旅行者が旅行の計画を作成するために必要な助言」は、旅行相談契約において旅行業者が行う業務の一つである。()
- (2) 「旅行地及び運送・宿泊機関等に関する情報提供」は、旅行相談契約において旅行業者が行う業務の一つである。()
- (3) 旅行相談契約は、旅行業者が契約の締結を承諾し申込金を受理したときに成立する。()
- (4) 旅行相談契約は、インターネットその他の通信手段によって申し込むことはできない。()
- (5) 「旅行者の相談内容が公序良俗に反し、若しくは旅行地において施行されている法令に違反するおそれがあるものであるとき」は、旅行業者は旅行相談契約に応じない。()
- (6) 旅行業者は作成した旅行の計画に記載した運送・宿泊機関等について、実際に手配が可能であることを保証するものではない。()
- (7) 旅行業者は旅行相談契約の履行にあたって、故意または過失により旅行者に損害を与えたときは損害を賠償する責任があるが、損害発生の翌日から起算して3カ月以内に旅行業者に通知があったときに限られる。()

Check Test 解答・解説 No. 13

- (1) ○：その通りです。
- (2) ○：その通りです。
- (3) ×：旅行相談契約の成立に際して**申込金の提出は不要**です。契約は旅行業者の**承諾と申込書の受理**で足ります。
- (4) ×：旅行相談契約も通信手段による申し込みができます。
- (5) ○：その通りです。旅行相談契約特有の拒否事由です。
- (6) ○：その通りです。よって、実際にサービスを提供する契約が締結できなくても責任を負いません。
- (7) ×：通知期限は、損害発生の翌日から起算して**6カ月以内**です。

No. 14 : 渡航手続代行契約

海外旅行をするとき、旅行者には必ずパスポート(旅券)が必要です。またビザ(査証)を必要とする国もあります。これらは自分で申請することができますが、旅行者の便宜のために旅行業者が申請を代行することができます。本章はこれに関する規定です。ただし、国内旅行業務取扱管理者試験では、これまで出題されていません。

1. 適用範囲

他の契約の部と同様です。(テキスト① p. 5など参照。)

2. 渡航手続代行契約を締結する旅行者

旅行業者が渡航手続代行契約を締結する旅行者は、旅行業者と募集型企画旅行契約、受注型企画旅行契約若しくは手配旅行契約を締結した旅行者又は旅行業者が受託している他の旅行業者の募集型企画旅行について旅行業者が代理して契約を締結した旅行者とします。

旅行者はパスポートやビザだけの代行申請はできません。必ず前提となる旅行契約が必要です。

3. 渡航手続代行契約の定義

旅行業者が渡航手続の代行に対する旅行業務取扱料金(「渡航手続代行料金」といいます。)を収受することを約して、旅行者の委託により、次に掲げる業務を行うことを引き受ける契約をいいます。

- 一 旅券、査証、再入国許可及び各種証明書の取得に関する手続
- 二 出入国手続書類の作成
- 三 その他前各号に関連する業務

4. 契約の成立など

a. 申込

旅行業者と渡航手続代行契約を締結しようとする旅行者は、所定の申込書に所定の事項を記入の上、旅行業者に提出しなければなりません。旅行相談契約と同様に申込金は不要です。

b. 成立

渡航手続代行契約は、旅行業者が契約の締結を承諾し、申込書を受理した時に成立するものとします。

c. 例外(通信手段による申し込み)

- ① 旅行業者は、申込書の提出を受けることなく電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による渡航手続代行契約の申込みを受け付けることがあります。
- ② 前記の場合、渡航手続代行契約は、旅行業者が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。

d. 契約締結の拒否

旅行業者は、次に掲げる場合において、渡航手続代行契約の締結に応じないことがあります。

- 一 旅行者が暴力団排除条項(契約締結の拒否事由5. 6. 7.)のいずれかに該当することが判明したとき。
- 二 その他旅行業者の業務上の都合があるとき。

e. 書面の交付

- ① 旅行業者は、渡航手続代行契約の成立後速やかに、旅行者に、渡航手続代行契約により引き受けた代行業務（「受託業務」といいます。）の内容、渡航手続代行料金の額、その收受の方法、旅行業者の責任その他必要な事項を記載した書面を交付します。
- ② 前記の場合、情報通信の技術を利用する方法で提供することができます。 確認義務もあります。

5. 守秘義務

旅行業者は、受託業務を行うに当たって知り得た情報を他に漏らすことのないようにしなければなりません。

6. 旅行者の義務

旅行者は、旅行業者が定める期日までに、**渡航手続代行料金**を支払わなければならないほか、以下の義務があります。

- ・旅行業者が定める期日までに、渡航手続書類等を旅行業者に提出。
- ・受託業務を行うに当たって、本邦の官公署、在日外国公館その他の者に、査証料等を支払わなければならないときは、旅行業者が定める期日までに当該査証料等を支払う。
- ・受託業務を行うに当たって、郵送費、交通費その他の費用が生じたときは、旅行業者が定める期日までに当該費用を支払う。

7. 契約の解除

- ① 旅行者は、いつでも渡航手続代行契約の全部又は一部を解除することができます。
- ② 旅行業者は、次に掲げる場合において、渡航手続代行契約を解除することがあります。

- 一 旅行者が、所定の期日までに**渡航手続書類等を提出しない**とき。
- 二 旅行業者が、旅行者から提出された**渡航手続書類等に不備**があると認めるとき。
- 三 旅行者が、渡航手続代行料金、査証料等を所定の**期日までに支払わない**とき。
- 四 旅行者が暴力団排除条項（契約締結の拒否事由5. 6. 7.）のいずれかに該当することが判明したとき。
- 五 代行業務を引き受けた場合において、旅行者が、旅行業者の責に帰すべき事由によらず、**旅券、査証又は再入国許可を取得できないおそれが極めて大きい**と旅行業者が認めるとき。

- ③ 前記①又は②により渡航手続代行契約が解除されたときは、旅行者は、既に支払った査証料等及び費用を負担するほか、旅行業者が既に行った受託業務に係る渡航手続代行料金を支払わなければなりません。

8. 責任

- ① 旅行業者は、渡航手続代行契約の履行に当たって、**故意又は過失**により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して**六月以内**に旅行業者に対して通知があったときに限ります。 旅行相談契約と同じ規定です。
- ② 旅行業者は、渡航手続代行契約により、**実際に旅行者が旅券等を取得できること及び関係国への出入国が許可されること**を保証するものではありません。したがって、旅行業者の責に帰すべき事由によらず、旅行者が旅券等の取得ができず、又は関係国への出入国が許可されなかったとしても、**旅行業者はその責任を負うものではありません。** このフレーズも暗記。

[Check Test No. 14]

1. 渡航手続代行契約に関する次の記述が正しければ○を、誤っていれば×を付けなさい。

- (1) 旅行業者は旅行契約を締結していない者と、渡航手続の代行のみを目的として契約を締結することはできない。()
- (2) 旅行業者と渡航手続代行契約を締結しようとする旅行者は、所定の申込書と所定の申込金を提出しなければならない。()
- (3) 旅行業者は渡航手続代行契約の申込みを、インターネットなどの通信手段によって受け付け、承諾のみによって契約を締結することができる。()
- (4) 旅行業者と渡航手続代行契約を締結した旅行者は、旅行業者が定める日までに必要な書類等を旅行業者に提出しなければならない。()
- (5) 旅行業者は旅行者から提出された渡航手続書類等に不備があると認めるときは、契約を解除することができる。()
- (6) 旅行業者は、渡航手続代行契約により、実際に旅行者が旅券等を取得できること及び関係国への出入国が許可されることを保証するものではない。()
- (7) 旅行業者は渡航手続代行契約の履行にあたって、故意または過失により旅行者に損害を与えたときは損害を賠償する責任があるが、損害発生の翌日から起算して6カ月以内に旅行業者に通知があったときに限られる。()

Check Test 解答・解説

No. 14

- (1) ○：その通りです。旅行業者と渡航手続代行契約を締結できる旅行者は、企画旅行や手配旅行等の旅行契約をする旅行者でなければなりません。
- (2) ×：渡航手続代行契約の成立に際して申込金の提出は必要ありません。申込書を提出します。
- (3) ○：その通りです。
- (4) ○：その通りです。旅行業者は旅行者の一定の協力行為がなければ契約を履行できません。
- (5) ○：その通りです。
- (6) ○：その通りです。代行申請が契約の目的であり、旅券の取得等ができなくても責任を負いません。
- (7) ○：その通りです。この点は旅行相談契約と同じです。